



お知らせ 掲示板

第13回てるぼサロンまつり

日時: 令和8年2月14日(土)14時～16時
場所: 全日警ホール
内容: 市内のてるぼサロンが集まり、手芸やぬり絵、歌や体操など色々な活動を体験できるイベントです。どなたでも参加できますので、サロンの雰囲気を感じていただければと思います。
問い合わせ
 地域福祉・ボランティアセンター 047(320)4002

令和8年度放課後保育クラブ支援員募集!

～小さな成長と一緒に喜べる仕事です～

詳細は二次元コードからチェック!
まずは電話にてご連絡ください。



申し込み・問い合わせ 047-320-3124

令和7年度法人会員のご案内

(令和7年7月1日～12月31日) 敬称略

- (株)イースト・ウェイ
 - 市川フロンティアローズニアライオンズクラブ
 - NPO法人 生きがいと助けあい SSU市川
 - (株)カクタ
 - 小規模多機能 きらら南行徳
 - 高英住宅(株)
 - ささがわ歯科クリニック
 - 司法書士・行政書士燦り合同事務所
 - (福)サンワーク
 - (有)大殖
 - (有)大松
 - たけいフルーツ
 - (株)東光シーズガーデン ルミエ市川
 - (有)西川永生堂
 - (株)古川事務所
 - 宮園バス(株)
 - (株)メイショウグループ
- 会報掲載数 17件
匿名 3件

ありがとうございます



山崎製パン(株)デリーヤマザキ事業
統括本部さまと食品提供の合意書を
締結しました。

市川市社会福祉協議会主催講座

今から始める老いじたく～任意後見制度と遺言～

講師: (公社)成年後見センター・リーガルサポート常任理事
司法書士 岩屋口智栄 氏

日時: 令和8年2月27日(金)10時～12時
会場: 全日警ホール 1階ホール
定員: 100名 ※先着順(お電話にてお申込みください)
申し込み・問い合わせ 市川市後見支援センター 047-711-1437

編集後記

今年もより一層みなさまに役立つ広報紙をお届けしてまいります!

無料講座

参加無料・要予約

“不動産を売るとき”って、どうしたらいいの? 1月25日(日)～2月28日(土)「不動産の上手な売り方無料個別講座」

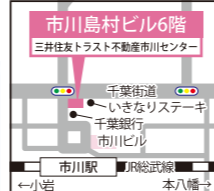
三井住友トラストグループの「三井住友トラスト不動産」では、1月25日(日)～2月28日(土)の期間中、「不動産の上手な売り方無料個別講座」を開催します。不動産の売却について悩んでいる人は、この機会に参加を。不動産の現在の査定価値がわかる無料価格査定相談にも応じてくれます。

日時:1月25日(日)～2月28日(土)

各日10:00～17:00(水・祝定休)
 ※希望日時の3日前までに申し込みを※相談したい不動産の所在地を伝えてください※所在地により対応できない場合があります
会場:市川島村ビル6階会議室(地図参照)
 市川市市川1-7-13・JR「市川」駅北口徒歩2分
特典:参加者に「不動産売買ガイドブック」と「不動産の税金&補助金ガイド」を進呈(写真)

申し込み/問合せ☎0120-225-238

講座事務局9:30～17:30
 ※提供された個人情報主催者が取得し、本講座の申し込み受け付け、運営の管理に利用



リ・シングルパーティーのご案内

"新たな友人との出会い"「お茶飲み友だちが欲しい…」
そんな一期一会を大切にしたい、人と人との出会いの場として立食ティーパーティーを開催いたします。

日時: 令和8年3月13日(金)15時～17時
会場: 市川グランドホテル
内容: 立食ティーパーティー
対象: 「シングル」、「※リ・シングル」でおおむね60歳以上で市内在住の方 ※「リ・シングル」とは…配偶者との死別や離婚などで再び独りになった方
募集人数: 40名(男性20名、女性20名) ※応募者多数の場合は抽選とします
参加費: 5,000円
申込み: 往復ハガキに、住所・氏名・性別・年齢・電話番号を記入し、市川市社会福祉協議会へ送付してください。締切日以降に参加可否のご案内を返信します。
申込み切: 令和8年2月16日(月)
申し込み・問い合わせ ☎ 047(320)4001



貸付相談

- 高校や大学に進学を考えているけれど、学費が心配な方
- 急な出費で生活費が心配な方
- 今後の生活に不安のある方
- コロナ特例貸付等償還にお困りの方

いちかわ社協では、生活の中でこのようなお悩みがある方のご相談をお受けしております。相談内容により関係機関へのご案内や無利子・低金利の制度のご紹介、本会窓口の生活福祉資金等の利用など、次につながるよう一緒に考えます。お気軽にご相談ください。

受付時間 9:30～17:00 TEL 047-711-1413

いちかわ 社会福祉だより



いちかわ社協マスコットキャラクターてるぼ

迎春



目次

- P1…新春のあいさつ
- P2…いちかわ制服バンクについて
- P3…判断能力に不安がある方への支援
- P4…お知らせ掲示板など

明けましておめでとうございます。

新年あけましておめでとうございます。

日頃より、市川市社会福祉協議会の活動にあたたかいご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

新しい年を迎え、子どもたちが元気いっぱい遊び、その姿を家族みなさんが穏やかに見守る光景に触れると、地域のつながりの大切さをあらためて感じます。

その一方で、子どもの貧困といわれる“見えない貧困”により支援を必要としているご家庭や、認知症などにより判断能力が低下し、日々の暮らしに不安を抱える方も増えてきています。

今号では、制服バンクの取り組みと協力者のみなさまの活動やコミュニティソーシャルワーカーによる支援、さらに判断能力が不十分となった際に本人の権利を守る権利擁護事業(市民後見人の活動や養成を含む)をご紹介します。

「福祉の専門機関としての社協」と「住民のみなさまによる支え合い」という二つの力が、地域をあたたかく支えていることを感じていただければ幸いです。

これからも、子どもたちを地域みんなで見守り、そして私たち自身が支えを必要とするときには、互いに手を差し伸べ合える—そんな“家族のように寄り添い合える地域”を、皆さまと共につくってまいりたいと思います。

この広報誌が、ご自身や身近な方のこととして、少しでもお役に立てましたら嬉しく存じます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



社会福祉法人 市川市社会福祉協議会 会長 桑原 経子



各地区社協の活動をSNSで見られます!



いちかわ制服バンク

使わなくなった中学校の制服をお持ちの方へ
次の子どもたちへつなぎませんか？

大切に使われてきた中学校の制服。捨てられず眠ったままの学生服がありましたら、制服等の準備に困っている次の学生たちに有効活用しませんか。ご協力お待ちしております。



使わなくなった中学校の制服を寄付していただき、検品・補正・クリーニングの上、経済的な理由で制服等の購入が難しい方へ無償でお渡しする活動です。

制服が必要な方へ譲渡のお手伝いをします。
制服は社会福祉協議会やお近くの制服バンク回収ステーションでお預かりしています。



中学校を卒業するけど制服の再利用はできないのかな？

お預かりした制服はご家庭の様々な事情により制服等の準備に困っている方に**クリーニング、修繕**をして**無償**でお渡ししています。

ありがとう



ゆずる
(寄付する)



うけとる
(ゆずり受ける)

リユース

ご寄付いただいた制服の検品・補正・クリーニング等は「学生服・学用品リユースshop ゆずりば いちかわ」が行っています。



詳しくはこちらをご確認ください！



問い合わせ 047-320-4002



制服が必要なみなさまへ

まずはコミュニティソーシャルワーカーが、ご家庭の生活状況などを確認させていただきます。子育てや生活のことで気になることも、お気軽にご相談ください。※生活状況や制服の在庫状況によっては、お渡しできない場合があります。

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)とは。生活に不安や困りごとを抱える人に寄り添い、支援機関や地域住民の方々と協力しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進める専門職です。



ご自身やご家族でこんな時はお気軽に判断能力にご相談ください 不安がある方への支援

相談先

市川市後見支援センター
047-711-1437

書類や市役所の手続きが一人では難しくなった



通帳や印鑑を紛失してしまうことが増えた



銀行でお金をおろすことができない



必要ない品物を勧められると購入してしまう



いちかわ社協の専門員(社会福祉士)がご相談に伺い、内容によっては福祉や介護の専門機関にお繋ぎします。市民参加の事業も展開しています。



てるぼサポート (日常生活自立支援事業)



詳しくはパンフレットをご参照ください。

本人と市川市社会福祉協議会が契約を結び本人の暮らしを支援します。

【てるぼサポートでお手伝いできること】

- 福祉サービス利用援助
- 財産管理サービス
- 財産保全サービス
- ※ 年会費・サービス利用料がかかります。



てるぼサポート生活支援員募集中

ご本人の金銭管理のお手伝いをしていただく生活支援員を募集しています。

成年後見制度 (法定後見・任意後見)



詳しくはパンフレットをご参照ください。

成年後見人等が、本人と相談しながら、**金銭管理や契約・手続き**のお手伝い(代理を含む)を行います。

【成年後見人等がお手伝いできること】

- 財産管理
- 福祉サービスの契約・手続き
- 暮らしに関する書類の確認
- 入院や施設入所の手続き・支払い
- 本人がよくわからないまま行った契約の取り消しなど



第三期市民後見人養成研修が終了しました。



市川市では、市民の立場から判断能力に不安のある方を支えていく「市民後見人」を養成しています。今年度、第3期の市民後見人養成研修を実施し、13名の方に修了証を授与いたしました。(第1期養成研修は平成28～29年度、第2期養成研修は令和2～3年度に実施しました。)

